無人航空機運用要綱

（目的）

第１条　この要綱は、川崎市消防局（以下、「消防局」という。）が管理する無人航空機について、関係法令の遵守及び安全かつ効果的に運用することを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この要綱における用語の意義は、次の各号の定めるところによる。

（１）無人航空機　航空法（昭和２７年法律第２３１号。以下、「航空法」という。）に規定する無人航空機をいう。

（２）飛行安全管理者　無人航空機の運用における安全、技術の維持向上及び効果的な運用において適切な措置を講じる者をいう。また、操作員が別に定める技術及び知識を有していることを認定する。消防局においては警防課長をいう。

（３）操作員　別に定める訓練を修了し、飛行安全管理者に認定された無人航空機を飛行させる者をいう。

（４）操作補助員　無人航空機の知識を有し、操作員へ無人航空機の状況等を報告し、撮影操作補助のほか、安全に飛行させることができるよう助言等を行う者をいう。

（５）関係法令等　「航空法」をはじめとする無人航空機の飛行を規制する法律及び政令並びに条例等をいう。

※例　民法、電波法、小型無人機等飛行禁止法等

（運用）

第３条　無人航空機の運用については、原則、本部指揮情報隊が運用し、次に掲げるものとする。

（１）飛行安全管理者が運用可能と判断した市内災害

（２）神奈川県下消防相互応援協定等の協定または緊急消防援助隊による消防応援

（３）災害等の被害調査のうち飛行安全管理者が運用可能と判断した事案

（４）警防規程細則第１１条に該当する総合訓練のうち、飛行安全管理者が運用可能と判断した訓練

（５）その他、公共の利益のため飛行安全管理者が必要と認めた事案

（運用原則）

第４条　運用の原則については、次の各号に定めるものとする。

（１）地表又は水面から１５０メートル未満の高さの空域

（２）航空法で規定する空港等の施設付近以外の空域

（３）日出から日没までの時間帯

（４）操作員が直接目視できる範囲内

（５）飛行経路内に第三者が立ち入らない範囲内

（６）運用は操作員及び操作補助員の２名以上で実施するとともに、安全管理員を必要数配置すること。

（７）災害時に無人航空機を運用する場合、操作員は飛行を行う日から遡って３カ月以内に２時間以上の飛行実績があること。

（要請）

第５条　無人航空機の運用を必要とする場合は、次に掲げる要領により要請するものとする。

（１）災害時要請　市内災害発生時に無人航空機の運用を要請する場合は、現場最高指揮者から消防系無線等を活用し、本部指揮情報隊を特命要請するものとする。その際、任務について無人航空機の運用であることを明確にすること。

（２）災害等被害調査　災害等の被害調査のため、無人航空機を要請する際は、火災に関する被害調査については予防部予防課、その他の被害調査は警防部警防課に運用を要請するものとする。

（３）総合訓練　無人航空機の運用を要する訓練を企画する場合は、事前に所管課と調整の上、別に定める様式において訓練の３０日前までに必要書類を添付し、運用を申請するものとする。

（４）その他　第２号から４号以外の事案について、無人航空機の運用の要請をする場合は、事前に所管課と調整の上、別に定める様式において当該事案の３０日前までに必要書類を添付し、運用を申請するものとする。

（許可・承認）

第６条　飛行安全管理者は、無人航空機の運用に必要な次に掲げる許可・承認を事前に得ておくものとする。

（１）航空法に規定する包括申請が可能な許可・承認

（２）航空法に規定する個別申請が必要な事案における許可・承認

（緊急消防援助隊における運用及び体制）

第７条　緊急消防援助隊における無人航空機の運用については、令和７年１月２０日付け消保広第１１号「航空法第１３２条の９２の適用を受け無人航空機飛行させる場合の運用ガイドラインを踏まえた緊急消防援助隊により無人航空機の飛行調整手順について」に基づき運用すること。

（訓練・認定）

第８条　飛行安全管理者は、別に定める項目について職員の技術及び知識を確認し、適当と判断した場合は操作員として認定するものとする。操作員は、常に技術及び知識の維持向上を目的とし、定期的に訓練を実施すること。また、その経過を別に定める様式に記録するものとする。

（点検）

第９条　飛行安全管理者は、次に掲げる各点検を実施し、無人航空機の安全な運用を実施すること。

（１）定期点検　操作員は別に定める項目について毎月点検を実施し、その結果を飛行安全管理者に報告すること。

（２）運用点検　操作員は運用前及び運用後に別に定める項目について点検し、その結果を飛行安全管理者に報告すること。

（衝突事故防止）

第１０条　無人航空機を運用する場合は次に掲げる事項を厳守すること。

（１）市内災害時に運用する場合は、事前に川崎市消防指令センターを通じ川崎市消防航空隊に連絡すること。

　また、災害時の運用（捜索、救助等を目的とする飛行）については、航空法第１３２条の９２に基づく特例が適用され、特定飛行等に関する一部の制約が適用されなくなるが、衝突事故防止に一層の注意を払うこと。

（２）事前に運用を予定している飛行については、必要に応じ川崎市消防航空隊から助言を受けること。

（３）飛行安全管理者及び操作員並びに操作補助員は、運用予定の空域において、航空機及び飛来物等が飛行する可能性が生じた際には直ちに飛行を中止すること。

（事故発生時の報告）

第１１条　飛行安全管理者は、無人航空機の運用にあたり、第三者の身体及び財産に危害又は損害を加える事故等が発生した場合は、川崎市消防局安全運

転管理に関する要綱に準じて報告するとともに、国土交通省ドローン情報基盤システムにより報告すること。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年１１月１日から施行する

附　則

この要綱は、令和７年３月１３日から施行する